確定申告についてのお願い

確定申告会場は大変混み合います。新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、「郵送による申告」など来場しない方法での申告にご協力ください。

ご自身で申告書を作成することが難しい方は、検温、マスク着用等の感染防止対策をした上で、申告会場にお越しください。

受付期間や申告会場など詳細は町ホームページまたは広報嵐山１月号をご覧ください。

所得税の確定申告をする方（所得税の還付を受ける方や、所得税を納付する方など）

確定申告書の作成は国税庁ホームページで作成できます。提出方法は次の方法があります。

①マイナンバーカードで送信（利用にはＩＣカードライタまたはマイナンバーカード対応のスマホが必要です。）

②印刷して提出（マイナンバーカードがなくても印刷して提出できます。）

※提出する書類など詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

町・県民税の申告をする方（所得税の確定申告をしない方など）

昨年、町・県民税申告書を提出された方等には郵送にて申告書を送付します。申告書を記入し、必要な書類を同封して、郵送での提出にご協力ください。（申告書が届かない方で申告書が必要な方がいましたら町ホームページよりダウンロードしてください。）

■ 郵送による町・県民税申告書の送り先

〒355-0211　嵐山町杉山1030-1

嵐山町税務課　課税担当　宛

■ 提出期限

3月15日（月）　※期限内に到着できるように早めのご提出をお願いします。

【町・県民税申告書と一緒に提出（郵送）する書類】

■ 町・県民税申告書

■ 収入のある方

令和２年中の収入がわかる書類

（源泉徴収票、収入や経費の帳簿等）

■ 運転免許証など身分証明のコピー

■ 所得控除を受ける方

- 医療費控除：医療費控除の明細書
- 社会保険料控除：社会保険料の領収書
- 生命保険料控除：生命保険料の控除証明書
- 地震保険料控除：地震保険料の控除証明書
- 障害者控除：障害者手帳などのコピー
- 寄附金控除：寄附金受領証など寄附したことの証明書

【町・県民税申告書に記入する箇所】

太枠箇所を記入して、必要な書類を添付していただければ、申告書の表の右半分や裏面は未記入のまま郵送していただいて結構です。（送っていただいた書類を町職員が確認して申告書を作成します）

必ず記入が必要な箇所です。
- 住所・氏名
- 生年月日・電話番号・押印

該当する方が記入する箇所です。
- 寡婦控除、ひとり親控除
- 勤労学生控除
- 障害者控除

ご家族の中に扶養している方がいる場合に記入する箇所です。
- 配偶者控除
- 扶養控除（16歳以上）
- 16歳未満の扶養親族

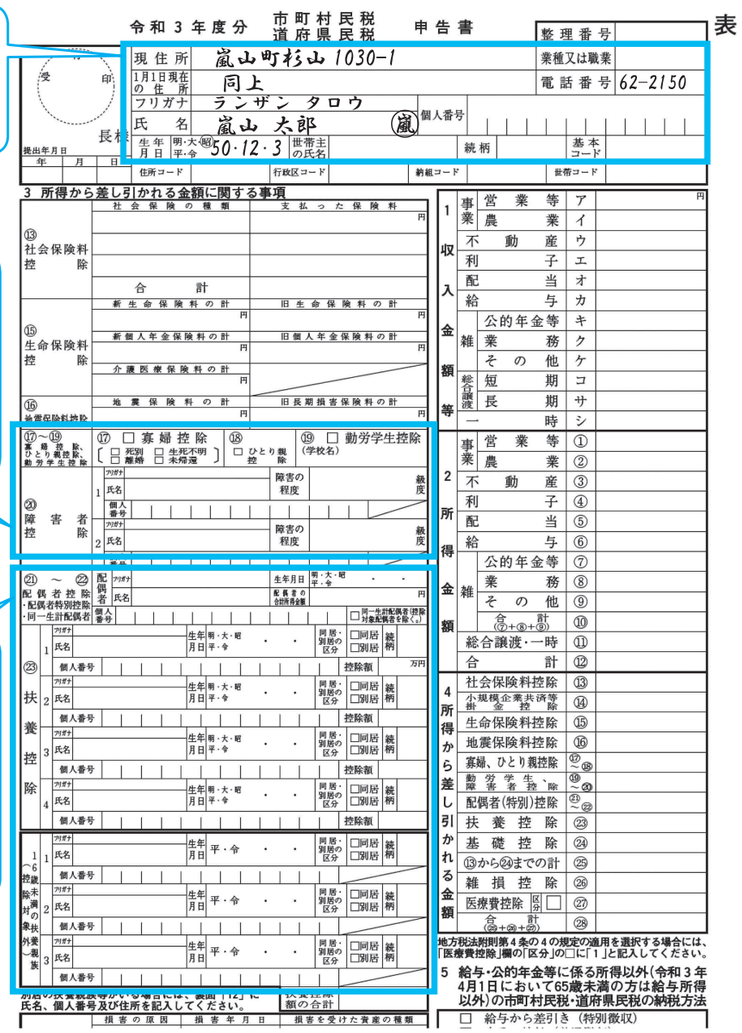

問合せ　税務課

☎６２－２１５３

東松山税務署からのお知らせ

～東松山市民文化センターへの来場を検討されている方へ～

本年は、申告相談会場の混雑緩和のため、入場に際して「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日会場で配付しますが、国税庁公式LINEから事前発行することもできます。事前発行についての詳細は、国税庁ホームページにてご確認ください。

※本年の確定申告は、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひご自宅から、パソコン・スマートフォン等による申告（e-Tax）をお願いいたします。

問合せ　東松山税務署　☎２２－０９９０

国税庁公式LINE
登録用2次元コード